



LLP・LLCの会計処理(案)

制度調査部
吉井 一洋

LLPは組合、LLCは会社として会計処理

【要約】

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2006年1月27日、LLPやLLCの会計処理に関する実務上の取扱いの公開草案を公表した。

LLPは組合への出資、LLCは会社への出資として会計処理を行うこととしている。いずれも実質的に支配している場合は、子会社として取り扱うこととしている。

ASBJは2月27日までコメントを集め、LLPについては最終的な実務上の取扱いの公表日以後に終了する中間会計期間・事業年度、LLCについては会社法施行日以後終了する中間会計期間・事業年度から適用する。

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2006年1月27日、「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(以下「実務上の取扱い(案)」という)を公表した。

有限責任事業組合契約に関する法律により、有限責任事業組合(LLP)が導入され、2005年8月1日から施行されている。さらに新会社法では合同会社(LLC)が導入され、2006年5月から施行される予定である。

LLP(有限責任事業組合)やLLC(合同会社)への出資の会計処理は、他の事業体への出資と同様に、金融商品会計基準や連結財務諸表原則に基づいて行われる。「実務上の取扱い(案)」はこれを踏まえ、現行の会計基準等に基づくLLPやLLCへの出資の取扱いをQ&A形式で確認するものである。

「実務上の取扱い(案)」の概要を表の形でとりまとめると、下表のようになる。

表 LLP・LLCの会計処理(「実務上の取扱い(案)」による)

	LLP(有限責任事業組合)	LLC(合同会社)
根拠法	有限責任事業組合契約に関する法律 (2005年8月1日施行)	新会社法 (2006年5月施行予定)
業務の執行	原則として総組合員の同意による。	原則として社員全員に業務執行権があり、業務は社員の過半数をもって決定する。 ただし、定款で社員の一部を「業務執行社員」として定めることができる。
会計処理の基本的な考え方	組合財産は組合員間の共有となり、民法上の組合と同様に、その持分及び持分から生じる損益は直接的に組合員に帰属する。	有限会社への出資に準じて会計処理する。

<p>具体的な 会計処理 (出資者)</p>	<p>方法1(いわゆる「ネット・ネット方式」) LLPの財産の持分相当額を「出資金」(証券取引法により有価証券とみなされるものは「有価証券」として計上する。LLPの営業により獲得した損益の持分相当額を有限責任の範囲内で当期の損益として計上する。</p> <p>方法2(いわゆる「グロス・グロス方式」) 契約内容の実態及び経営者の意図を考慮し、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債等として貸借対照表に計上する。損益計算書も同様に処理する。即ち、組合の収益・費用のうち持分割合に相当する額を出資者の収益・費用として損益計算書に計上する。</p> <p>方法3(ネット・グロス方式) 貸借対照表については持分相当額を純額で計上する。損益計算書については組合の収益・費用の持分相当額を計上する。</p>	<p>出資金として、取得原価をもって貸借対照表価額とする。 LLCの財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、当該評価差額は当期の損失として処理(減損処理)する。</p> <p>したがって、LLCの損益の持分相当額を出資者側で損益として計上するような会計処理は行わない。</p> <p>LLCには法人格があること、事業の持続性や安定性が考慮されていること等、組合よりも株式会社に近い部分があることから、子会社株式の会計処理に準じて上記の会計処理を適用することとしている。</p> <p>子会社株式の会計処理を含む現行の会計基準等の体系が変わる場合には、上記の会計処理も見直される可能性がある。</p>
<p>連結財務 諸表上の 取扱い</p>	<p>LLPも、他の組合と同様に、子会社及び関連会社の範囲に含まれることがある。出資等に対応する数値(資産・負債等の持分相当額など)が出資者の個別財務諸表に反映されている場合でも、LLPが子会社・関連会社に該当するか否かは実質基準(子会社の場合は支配力基準、関連会社の場合は影響力基準)によって判断する。</p> <p>LLPが共同支配企業に該当する場合、当該LLPに対する共同支配投資企業は、持分法に準じた会計処理を適用する。</p>	<p>LLCも子会社及び関連会社の範囲に含まれることがある。 子会社・関連会社に該当するか否かは実質基準(子会社の場合は支配力基準、関連会社の場合は影響力基準)によって判断する。 例えば、定款により別段の定めにより他に業務執行する社員がおらず、ある出資者によってLLCの財務及び営業・事業の方針が決定される場合には、LLC全体の出資者に占める当該出資者の比率にかかわらず、当該出資者がLLCを支配しているものと考えられる。 LLCが共同支配企業に該当する場合、当該LLCに対する共同支配投資企業は、持分法に準じた会計処理を適用する。</p>

LLPの組合員間の合意により出資比率と異なる損益分配を行うことを定めた場合は、LLPへの出資者の個別財務諸表、連結財務諸表では、当該損益分配比率を考慮の上、損益の持分相当額を調整する。LLCにおいて出資比率と異なる損益分配を行うことを定めた場合も、LLCへの出資者の連結財務諸表上(個別財務諸表では不要)、損益分配の比率を考慮の上、損益の持分相当額を調整する。

ASBJは「実務上の取扱い(案)」へのコメントを2月27日まで集めて検討し、最終的な内容を決定する。最終的な「実務上の取扱い」のうちLLPに関する部分は、その公表日以後に終了する中間期・決算期から適用される。LLCに関する部分は、新会社法施行日(2006年5月予定)以後終了する中間期・決算期から適用される。